

# 『今昔物語集』 卷二十一、卷二十三の考察

— 評語に現れた編者像を求めて —

李 市 峻

『今昔物語集』は、平安末、院政期に成立した日本最大の説話集である。当時考えられていた全世界、すなわち天竺、震旦、本朝の三国を舞台にする1059話(19話本文欠)を三巻(三巻欠)に類聚している。編者については片寄正義は選者に擬せられる人物として、鳥羽僧正正覺猷や源俊頼らをあげ、<sup>(1)</sup> 国東文麿は白河院を中心とした近臣・側近・僧侶たちの集団による編集を想定した。<sup>(2)</sup> 川口久雄は南都北嶺の大寺院の僧たち、<sup>(3)</sup> 今野達は南都北嶺の大寺に所属する事務系統の書記僧を、<sup>(4)</sup> それぞれ編者とする説を提出した。国東文麿は後に従来の説を改めて、源俊頼を編者とすべきであるとの説<sup>(5)</sup> をあらたに提唱している。しかし確実な外部証拠が新しく見つ

らないかぎり、このうち誰かの説を定説と決めるのは当然の間不可能に近いだろう。そこで具体的な編者の究明だけでなく、編者像の把握の研究も進めるべき必然性が生じるわけである。だからといって、編者像の研究が真新しい研究テーマだというわけではない。今までの『今昔物語集』の研究においては、①出典との比較・分析を通じて『今昔』の個性を明らかにすること、②構造研究によって、主題と編纂の目的を究明すること、③説話の場(当時の歴史・社会も含めて)を念頭に入れたイデオロギの研究など、ほとんどすべての研究が編者像を下敷きしているからである。評語の研究もその一つである。『今昔物語集』の説話末には、結語とか注文とか評語とか呼ばれて物語(本文)の内容に対する批評や教訓の付されていることが多く、編者自身のことばとして受け取

てもほぼさしつかえないとされてきた。そしてはやくも坂井  
衡平の『今昔物語集の新研究』、片寄正義の『今昔物語集の研  
究上』、『今昔物語集論』では評語をもって『今昔物語集』の編  
者の思想を究明する方法が行われた。ところが評語はあまり  
にも断片的に過ぎ、それらを単一的に拾い上げること（表現  
をそのまま編者の思想として受けとめること）によって編者  
の全体像を展望することは困難である点を考えれば、これら  
の方法が有効だとはいえない。そこで森正人の『今昔物語集  
の生成』では、本文と評語を関連させて「本文の内容と食い  
違ふ評語」すなわち逸脱の概念が導入されている。逸脱の評  
語の生じる理由について森正人は次のように指摘している。

表現主体（編者）は、単に依拠本文（出典）にはたらし  
かけて表現行為を遂行するのではなく、逆に依拠本文には  
たらしかけられ、そうした相互作用のうちに表現行為は進  
行する。そこで、表現主体が主体としての自己を確立しよ  
うとすればするほど、依拠本文との葛藤は増大し、逆に依  
拠本文に強くはたらしかけられ、説話行為のあるべき方向  
を見失った場合も、葛藤は避けられないであろう。（中略）  
こうして、物語部分（本文）と評語部分の齟齬は、依拠本  
文の世界と表現主体の葛藤の顕在化、また葛藤を調整しよ  
うとする表現主体の意志の顕在化である。

本稿では以上の観点を基本にして、葛藤が解消されている  
「一致」の評語と、葛藤が顕在化されている「逸脱」の評語と  
に分けて編者像を求める。

## 二

一二巻は都合8話からなっており、そのうちの第8話は本  
文の破損によって評語を欠いている。各話の本文と関連づけ  
ながら評語に現れている編者の関心の所在を把握すれば次の  
通りである。

・第一話は藤原鎌足伝の一話で、鎌足が天智天皇（中大兄皇  
子）と結んで蘇我氏を打倒し、藤原氏隆盛の基礎を築いたこ  
とを中心に叙述している。これに対して次のような評語が付  
加されている。

①其ノ御子孫繁盛ニシテ、藤原ノ氏此ノ朝ニ満チ弘ゴテ隙  
無シ。

②大織冠ト申ス此レ也、トナム語り伝ヘタルトヤ。

本文末の「実ノ御名ヲバ鎌足ト申ス。」も評語とおぼしいが、  
前節の「此ヨリ大織冠ト申ス」に触発され、その繋がりが強  
いため本文としておく。①は本文にたいする後日譚（後の主

人公の運命、出来事のもたらした結果などを内容とする評語として、子孫の繁盛を内容としている。ところが、全体的に「鎌足の功績」を物語る本文からみると、本文に相応しい賞賛の言葉でもないこの「後日譚」の内容は本文といくらか矛盾しているのではないかと思われる。逸脱の評語はほかならぬ編者の関心を示すものだとすれば、それだけそこには特別な意味が持たせられているといえる。すなわち編者は「藤原の子孫の繁盛」のことを本話をはじめ本巻全体を貫く主題たらしめようとしている。またもう一つの狙いは鎌足が藤原氏の祖だということを強調することである。これは本文にも中臣鎌足が藤原の姓を賜るという記事が載っていること、藤原列伝といふべきこの巻二二のはじめに本話が位置していることなどから察することができる。

一方②の場合、類型的表現が他の評語にもあるが、たとえば、「横川ノ慈覚大師ト申ス、是也トナム語り伝ヘタルトヤ。」(11/27)「此ノ国ニテハ老師行善トゾ云ヒケル、トナム語り伝ヘタルトヤ。」(16/1)などがそれである。両方とも伝記的性格が強く、評語の機能としては、いくつかのエピソードをひっくるめること、人物の名をあげることによって説話の信憑性を高めることなどがあげられる。むろん②の場合も上記の機能があると思われるが、それが人物の名ではなく、諡であり、同時に官職であることに注目したい。大織冠は官位

表最高位を象徴する位でこの官位を受けた者は他にない。つまり大織冠は鎌足の功績を象徴するもので、大化改新の最高貢献者を賞賛することにある。総合して言えば編者の関心は鎌足が藤原の祖、子孫の繁盛、鎌足への賞賛などにあったといえる。

・第一話は鎌足の死後、不比等が家を継ぐこと、藤原氏の四家の起源、北家の隆盛などを内容にしており、評語は次の通り。

然レバ

淡海公ノ御流此ナム御ケルトナム語り伝ヘタルトヤ。

注目すべき点は評語の表現「淡海公ノ御流」の示す範囲が四家全部か、それとも次男房先の流れだけかということである。松尾拾は、一番目に、四家に盛衰があつて、次男の大臣の流れだけが氏の長者を継いで、今に摂関・関白として栄え、天皇の御後見として政權を握っているという本文の記事、二番目に、北家だけが氏の長者として佐保殿に住むという本文の記事などをもって、「淡海公の四人の男子が各一家を開いたという史実を、客観的に述べたのではなく、北家の流れだけを淡海公ノ御流と認めているのではないか」と述べている。本文からみて編者は系譜を重視して、藤原の氏の長者はほかな

らぬ北家であることを累々指摘していることは確かである。しかし題目が「淡海公を継げる四家の語」であり、評語の機能として、あまり深い意味を持たず、ただ本文の内容を全体的に整理することだけだと思えなくもない。本稿では編者の系譜重視の傾向を重視した上で、御流の示す範囲については、四家全体として捉えることにしたい。

・第三話は北家の始祖、房前についての説明であり、評語は次の通り。

此ノ大臣ノ御子ニハ大納言真楯ト申ス人ナム御ケル。其ノ大納言ハ年若シテ、大臣ニモ不至給デ失給ニケレバ、其ノ御子ニ内麿ト申ケル人ナム大臣マデ至テ、其ノ家ヲ継テ御マシケル、トナム語り伝ヘタルトヤ。

この評語の場合、記述的・説明的であり、編者の個人的性格・批評を読みとりにくい。なぜだろうか。まず本文の内容が前話とまったく同じであって、あらためて自分の言葉を付け加える必要はないと編者は考えたのだろう。もう一つ、編者は説話の配列を念頭に入れなくてはならず、次の内麿の話に備えようとした。すなわち系譜上、房前のつぎは真楯であるからまず真楯のことをふれてから内麿の名を引き出そうしたのではないか。この見解は多少強引かもしれないが、少な

くともそういう結果と成ったことは否めない。

ここでもう一つ注目しておきたいのは編者の「官職」にたいする拘りである。評語の内容をみるかぎり、真楯が大納言に止まったのは若死のためだと思われるが、実際には五十二歳で没しておるのであるから特に若死ともいえない。名家中の名家、「世ヲ恣ニシテ、天皇ノ御後見トシテ政ヲ給フ」藤原家に相応しいためにはこれくらいの官職でなければというような考えを編者は持っていたのではないか。そして相応しいと判断する条件としての官位は大臣以上で、少なくとも納言以上ではないかと思われる。実際、巻二二に収められている各話の主人公はすべて大臣以上の官位を持っている。

・第四話は内麿の若年時のエピソードとして、荒々しい馬を乗りこなして賞賛を浴びた内容であって、次のような評語が付け加されている。

①此レヲ見聞ク人、内麿ヲ讚テ、「此レ只人ニモ不御ザラケリ」トゾ思ヒケル。

②昔ハ此ル人ナム御ケル、トナム語り伝ヘタルトヤ。

まず①の「只人ニモ不御ザラケリ」の意味合いについて考えてみる。本話の出典にも擬せられる『日本後紀』（巻二十二、弘仁三年一月六日）には「非常之器」とあるから、一応出

典の主旨を踏襲したと言えるだろう。ちなみに、同じ類型を本朝仏法部から幾つか取り上げてみれば次の通り。

・彼ノ行教、糸只人ニハ非ザリケリ。諸ノ事ヲ大菩薩二面申承ハリ給ヒケレバ、此ノ放生会ヲモ護リ給フラムトナム語リ伝ヘタルトヤ(12/10)。

・此レヲ思フニ、此ノ尼君ハ只人ニハ非ザリケリト皆人云ヒケリ。極メテ貴キ聖ニテナム有ケルトゾ語リ伝ヘタルトヤ(12/30)。

・春朝聖人ヲバ、只人ニハ非ズ、権者也、トゾその時ノ人云ヒケリトナム語リ伝ヘタルトヤ(13/10)。

上記の場合は不可思議な靈験に対しての編者なりの解釈・説明であり、よって純然たる三宝への讃歎ばかりではなく、驚嘆の意味合いも含められている。ここで、本題に戻して本話の「此レ只人ニモ不御ザラケリ」と比較するとまず驚きの対象が違うことが分かる。上記の例の場合は靈験であるのに対して、荒々しい馬の乗りこなしである。たとえ「内麿定メテ此ノ馬ニ昨ヒ踏マレテ損ジ給フ」と思うほどのことであっても靈験よりは現実的である。したがっておなじ表現であってもこの評語には宗教的讃歎の意味合いはみられないし、例のような解釈・説明から窺える編者の合理性もない。ただ前に

付く「内麿ヲ讃メテ」と相応じて「並のお方ではない」という驚きと賞賛の意味合いとして読みとりたい。さてつぎは②の意味合いを考えてみる。まず「昔ノ人(昔ハ)……有リ」の類型を取り上げれば次の通り。

・23/22 昔ハ此ル力有ル相撲人モ有ケリ(強力)

・24/1 昔ハ人ハ此ル奇異ノ事共ヲ見顕ス人共ナム有ケル(箏)

・24/3 昔ハ打タル物モ此様ニゾ有リケル(打物)

・24/4 昔ハ墓无キ事共ニ付ケテモ、此様態為ス者共モ有ケル也(手品)

・24/7 昔ハ此様ニ下臈醫師共ノ中ニモ、新タニ此病ヲ治癒ス者共ナム有ケル(治病)

・24/14 昔ハ此新タナル陰陽師ノ有ケル(陰陽術)

・25/3 昔ノ兵ハ此ク有ケル(騎射)

・28/14 昔ハ、女ナレドモ此ク物云ヒ可咲キ者共ナム有ケレバ、世ノ人モ興有テゾ思ケル(物云)

・30/13 此レヲ思フニ、昔ノ女ノ心ハ此ナム有ケル。近來ノ女ノ心ニハ不似ザリケルニコソ(貞節)

上記の評語は30/13を除いてすべてがある特定の芸能に対する賞賛を内容にしているのが分かる。この事実からみれば、

本話の評語は内鷹を賞賛したものだといえる。例のごとく賞賛の対象は明記されていないが、具体的には「乗馬術」を指しているであろう。

・第五話は内鷹の子、冬嗣とその三人の子、長良、良房、良相のについて説明している。評語は次の通り。

①此ヲ思フニ、世ノ人、当時弊ケレドモ遂ニ子孫栄エ、當時吉ケレドモ末無シ。

②此レ皆前生ノ果報也、トナム語り伝ヘタルトヤ。

①は冬嗣の三男の子孫の栄枯盛衰を示している。本文の内容に即してみると、長子の長良は官位の昇進を、第二人に先んぜられたが、その子孫が繁昌して、太政大臣、関白・摂政になった。一方、次男の良房は藤氏で、太政大臣、摂政に昇った最初の人であったが、男子の子孫がなかった。三男の良相の場合も右大臣に昇ったがその孫は身分が低く、「其ノ子孫无キガ如シ」となった。

編者はこのように対照的な栄枯盛衰に興味・関心があるようである。②の批評を通じてその事件の原因まで追求しようとしている。当時の人間としては仏教的因果応報観こそ世間のあらゆる事柄を説明する一番合理的な捉え方であろう。ところが、本文の主題は藤氏の系譜が冬嗣から長子長良の子孫に継

がれて、繁昌したことであって、②のような仏教的・詠贊的主旨と異なるものである。評語の表現行為と本文の表現行為（または説話行為）の間に破綻が起こった結果である。

・第八話は基経の官位昇進、子孫繁栄、享宅の紹介から、基経葬送に際しての挽歌の制作などを内容にしており、評語は次の通り。

①此ノ大臣ノ御兄ニ国経ノ大納言ト云フ人有ケリ。其レハ此ノ大臣失給テ後ニ、年遙ニ老テゾ大納言ニテ止給ニケル。

②亦其ノ兄弟数御ケレドモ、皆大納言已下ノ人ニテ、只此ノ大臣ナム此クマデ成極メ給テ、子孫栄ヘテ御ケル、トナム語り伝ヘタルトヤ。

本文の基経の中心とする内容に続く①はややピント外れのようにも見えるが、②を導く導入部として働いている。②の内容からみると、編者は基経だけが藤氏の系譜を継いでいること、またその子孫が繁昌したということを強調しているのが分かる。

・第七話は本巻中最も文学的な恋愛短篇説話で、高藤の鷹狩りに因む郡の大領宮道弥益の娘に対する恋愛譚であり、その評語は次の通りである。

此レヲ思フニ、墓無カリシ鷹狩ノ兩宿ニ依テ、此ク微妙キ事モ有レバ、此レ皆前生ノ契ケリ、トナム語り伝ヘタルトヤ。

評語の「此ク微妙キ事」が示すのは高藤がこの女君を得て、二男一女をあげ、ことに女が代々の天皇に深い縁を持ったことである。すなわち藤原の子孫繁昌に関心をもっているのである。ところが編者はこの事情を「皆前生ノ契リ」と解釈してしまふ。本文の指向している主題を貫ききれず、ピント外れな仏教的宿縁観を持って物語を結んでいる破綻は第五話とおなじである。

・第八話は藤原基経の長子、時平に関する逸話である。醍醐天皇と共に謀し、世間の奢侈を戒めることを前話とし、伯父国経大納言の若妻を計略によって連れ帰る好色譚を内容にしている。本文末の破損によって評語を欠いている。

### 三

以上、本文と評語との葛藤の様相を中心に各話を考察してみたが、結果を整理する前に、巻二二の全体的な主題を確認しておきたい。視野を広げてみると、巻の各話を巻の構造(主題)とは、本文・評語のように働きかけ、働きかけられる葛

藤関係にあるからである。各話と巻の構造(主題)がこうであるとするれば、評語と巻の主題とが無縁であるはずがない。場合によって、本文と逸脱する評語が、かえって巻の主題と符合する事例が往々あるのである。

さて、巻二二は他巻と比べてあまり少ない話数であって、構成から主題を突き止めるのは難しい。ところが震旦世俗部の巻十九、十三の賢臣譚との対応が認められること、先の巻二二の内容が皇室関係であることから本朝の歴史を述べようとした意図が窺える。国東文麿は、巻二二の構造について評語の内容をもって「政治的の絶大な権威に言及し、それを積極的に肯定する。」と述べ、続いて内容分析をもって「すべて藤氏主人公の繁栄権威についてのものであり、それをいうことに説話の主題があるのであって、即ちこの巻は藤氏の(権威)の巻である」と指摘している。概ね妥当であろう。それでは上記の見通しをもって、評語と本文との葛藤様相(第八話は除く)を表1で表す。

まず「本文と評語」において、一致する場合は第二話、第四話、第六話など三つである。三つの評語とも本文に即して的確に主題を捉えている。

一方逸脱に属するものは、第一話、第三話、第五話、第七話である。第一話、第三話は二つとも本文の内容の中心である主人公とは直接関係のない子孫のことを内容にしている。ま

	本文と評語	評語と巻	巻と本文
第一話	×(部分)	○	○
第二話	○	○	○
第三話	×	○	○
第四話	○	○	○
第五話	×(部分)	×(部分)	○
第六話	○	○	○
第七話	×	○	○

○：両者が内容上一致する場合  
 ×：両者が内容上矛盾(逸脱)する場合 (表1)

た第五話と第七話は仏教的因果応報的世界観をもって、本文の内容を受けとめているため、明確な矛盾をもたらしている。

次は「評語と巻」であるが、ここで注目したい点は「本文と評語」においては逸脱であった第一話、第三話の場合がここでは一致している点である。これは編者が巻の主題と説話配列を本文より一次的に優先した結果である。もうひとつ注目したい点は「本文と評語」において一致であった第四話の場合ここではやや外れているのではないかと思われる。たとえば第二話、第六話は巻の主旨と符合して子孫の繁栄、政治的権威を認めているが、これはただ内曆の乗馬術だけを賞賛しているからである。編者の関心は事件に向かった結果であろう。ところが全人格的に褒めなかつたといっても藤原内曆

に對する賞賛辞であるだけでは確実なもので、ここでは巻との関係は一致として置いた。

「巻と本文」においては、大抵巻の主題に関わる逸話(本文)となっている。ただ第四話、第七話など編者の趣味が強く窺われる場合もあるが、これも限られたエピソードを考慮すればやむをえず、しかもさほど巻の主題と離れていないため逸脱とはしないのが妥当だと思われる。

結局、巻二二を通じて評語を見ると、本文と一致して藤原氏への贊嘆を表すもの、本文の内容に惹かれてしまい、仏教的因果応報的世界観のため本文を逸脱するもの、本文を逸脱するまで巻の主題を表そうとするものなど巻・本文との狭間で互いに働き掛け、巻の全体的構成(主題)に収斂・拡散(収斂の反対概念として)しながら附されていることが分かる。

#### 四

本巻は都合一四話からなっており、前半が欠脱したか第一三話より始まる。

・第一三話は平政頼と平維衡の私闘と藤原政忠の殺害事件に對する公(朝廷)の処罰を内容にしている。続く評語は次の通り。

然レバ古モ今モ如此ノ咎有ラバ公ケ必ズ罪ヲ行セ給ハ常ノ事也トナム語り伝ヘタルトヤ。

まず、本文の二つの逸話が語り合わせられた理由については、第一に一年の間隔をおいて起こった出来事であるが、同時（999年）に処分が議定された事、第二に、法の權威の前に犯人が進んで服罪した事などが上げられる。ここで、注目したいのは第二点で、平政頼と平維衡の私闘の場合、「皆進テ咎ニ落ニケル」と記述されており、藤原政忠の殺害事件の場合も政忠自信が「進テ咎ニ落ニケレバ」と記述されている。勿論維衡が自供書（過状）を提出したことは『本朝世紀』にもあるが如何にも事の成り立ちが順調であるのではないか。ほかにも本文の記事を見る限り、公の裁きは厳正であり、何の遲滞もなく進行している。ところが『権記』『小右記』の記事によると、裁きの論議が一年をかけて行われていて、処罰にたいする意見が天皇の指示などが絡んでやや陣痛が起こったことが分かる。とにかく、『今昔』の編者がこのような事情を知りながら意図的に省略したとは即断できないが、細かい事実は省いて淡々と事の良さだけを述べているのは確かであるう。

上記の事を念頭に入れて評語の内容を見ると編者の関心がどこにあるのか分かってくる。評語の「古」の事は本文の二

つの事件を指さすものであり、その時と同じように今も朝廷による裁きは相変わらず確固たるものであるとの旨である。当時、武士は東国における源氏、中国・九州における平氏は将門・純友の乱を始め、度々の賊徒鎮庄の勲功によって、ますますその勢力を増大し、前九年・後三年両役を契機として源氏は諸将士の士気を鼓舞し、その勢力は侮れないものとなっていた。きつと編者はこれまで成長してきた武士に対してある程度の抵抗感と不安感を抱くようになったのであろう。武士の私闘を嫌ったばかりではなく、それを鎮庄する公の權威を強調したたかたのである。だとすれば、この話が内容的にあまり関係のない卷二三の強力譚の始めに位置していることも偶然ではなく編者の意図があったことが分かる。

・第一四話は平政経が藤原頼通の命で三井寺に往復した明尊を万全に護衛したので、明尊から賞嘆を受けたことを内容にしている。続いて評語は次の通り。

①此政経ハ、平政頼ト云ヒケル兵ノ子也。

②心猛クシテ、世ノ人ニモ不似殊ニ大ナル箭射ケレバ、世ノ人此ヲ大箭ノ左衛門尉ト云ケル也、ナム語り伝ヘタルトヤ。

まず本文の主題を考えると、「有事に備えた武人の用意への

驚嘆」といえる。これは政経に引導された明尊の心境を表す心内語によく出ている。誰が見ても「カ細クテモアルケナ」と思われる政経を初めて紹介された時、「彼レハ誰ソ」と聞く。最初の郎党が現れたのを見た時は「僧都此ヲ見テ恐レテ思フ程ニ」と不安な気持ちになった。ところが、次々に郎党が馬に乗って付き添うのを見ると「希有ニ為ル者カナ」と不気味な恐ろしさに変わる。それが三十人余になった時に「奇異ノ為者カナ」と政頼を初めて賞賛する気持ちになった。帰り道に郎党が取り囲むように護衛した時には「糸憑シクテ」と頼りきる事になる。そして、明尊が頼通に報告する時、「政経ハ奇異ク候ケル者カナ」「極キ者ノ郎党随ヘテ候ケル様カナ」と政経の組織力を高く評価している。

ところが、評語を見ると本文と無関係な内容になっている。本文の武士の組織力ではなく政経に関する補説である。①の系譜は『二中歴』名人部武士の條に父政頼と一緒にその名が上げられているのでその親子関係は知られているのであろうが、前話の主人公政頼の話を考えれば、この系譜は説話の配列を意識したものとも思われる。つきに②は世の武士一般とは異なり並外れた大きな矢を射るというから強力であることを示している。この巻の主題がおおまかに見ると強力譚であるため本文とは無関係ではあるが巻の主題とは一致しているといえる。さて問題は編者のどういう気持ちがこの隠され

ているかということであるが、意見が過ぎのように分かれている。第一に国東文麿は剛力賞賛の辞として把握しており、第二に松尾拾は池上洵一（『今昔物語集の世界』）の古記録に見る政経の意見<sup>(10)</sup>を認めて、評語の内容は賞賛ではなく、「政経に對する世人の恐れ」である<sup>(11)</sup>と言及している。ところがこの意見には、第一に古記録に見る政経像と『今昔』の政経像が必ずしも一致するとは限らないという点、第二に松尾拾は本文の書き手と評語を付けた人をあくまでも別人として分離している。それで本文の賞賛のムードを無視している点などの問題が残っている。また国東文麿の意見は初めから巻全体を賞賛の巻として捉えようとする意図があるだけに画一的な側面はあるが、この見方を取るのが自然であろう。

・第十五話は当時衛府の藏人である橋則光が深夜盜賊団に襲われたが、剛勇と沈着を發揮して相手を殺してしまふ。翌日思いもかけぬ結果となつて途方に暮れている橋則光であったが、自分が殺したと名乗る男が現れたため、ほつとしたという内容である。本話の評語は次の通り。

①此ノ則光ハ□ト云人ノ子也。

②只今有ル駿河の前司季通ト云人ノ父也、トナム語り伝ヘタルトヤ。

国東文麿は本文の「心極テ太クテ思量賢ク。身ノ力ナドモ極テ強カリケル。見目ナドモ吉ク。世ノ覚エナドモ有ケレバ」と評語とが「上下相応じて剛力を価値と認めての、彼に対する賞賛辭と見ることができ」と指摘している。また大系解説では「平政経の深慮遠謀と迅速・機宜の処置を語っている」とあり、松尾拾は兵でもない平政経が人を殺し、困った状況に置かれたという本文の内容をもって本話は「彼の剛勇がかえって彼を、思いもかけない窮地に追い込んでしまったことを語る」と述べている。それぞれ妥当だと思われるが、松尾拾の意見と大系の意見を取り入れて、編者の関心が最初置かれた事項はやはり彼の迅速・機宜の処置剛勇であり、後は身代わりの男によって窮地から免れたといえると思う。国東文麿の意見は巻全体を見通す意図の下に出された意見だと思われるが、評語の内容がただ賞賛辭だと言ひ切れるかという疑問がないわけでもない。評語の①、②二つ共ただ系譜を示しただけで、特に②の場合は出典を同じにしていると思われる『宇治拾遺物語』の本文の始めに出ている記事と同じであるからである。要するに『今昔』の編者が後の話（季通の逸話）との関連性を考えた結果だと思われる、内容上本文と一致していないといえるだろう。

・第十五話は貴人に仕える女房の許に忍び入った橘季通をそ

の殿の侍が懲らしめようしたが、従者の小舎人童の知恵によって危機を脱したという内容である。評語は次の通り。

①童部ナレドモ此ク賢ク奴ハ有難キ者也。

②此ノ季通ハ陸奥前司則光朝臣ノ子也。此モ心太ク力有ケレバ、此クモ逃也、トナン語り伝ヘタル也。

本文の主題を考えるに当たって、本文の「此ノ季通、思量賢ク力ナドゾ極ク強カリケル」という記事から見ると、編者の意図は主人公季通の沈勇を語るものであろうと予測される。現に忍んで入り込んだ局の侍共に囲まれた時、「今ハ何ガセム。此ヲ可然キ事也。只夜ハ明クトモ、此ノ局ニ居テコソハ曳ク出来ム者共ニ取合テ死ナメ。」と自分の力に自信をもって張り切っている。また童の仕掛けた計略を見抜いて適切な判断を下して行動をしている。ところが、事件の解決の全過程を見ると、季通の行動は部分に過ぎなく、受動的である反面、積極的に解決の鍵を握っていたのは童の方である。たとえば巻の組織上、本話が季通の強力を語ろうしたとすれば、ここに巻の構成と本文とが食い違っているのが分かる。

上記の事も踏まえて、評語を見ると①は本文と一致している。編者も話の内容に引き込まれこのような評価をせざるを得なかったであろう。これを片寄正義のように、「季通の如

き人に奉仕する童部であれば」と考えればそこまでであるが、本文の内容に即してみると、童の存在はそれほど軽いわけではない。一方、②は本文と逸脱しているといえる。ところが、「此モ心太ク力有ケレバ、此クモ迷也」からも分かるように編者はこの話を季通の強力譚として位置づけようとしており、巻の主題とはがっちり一致している。

・第十七話は美濃狐という強力女が自分の力を頼んで行き来の商人を困らせていたが、元興寺の道場法師の四世の孫娘、尾張の少女が彼女を懲らしめるという内容となっている。評語は次の通り。

①其後、美濃狐其市ニ不行シテ、人ノ物ヲ不奪取ラ。然レバ市ノ人皆喜ビトシテ平カニ交易シテ世ヲ継テ不絶ヘ。②亦尾張ノ女美濃狐ニ力増レル事皆人知ニケリ、トナム語リ伝ヘタルトヤ。

この話は『日本霊異記』中巻四を出典としていて、その終わりの部分は、

イ、不住其市、不奪人物。彼市人惣皆悦安穩。  
ロ、夫力人、 継世不絶。誠知、先世植大力因、今得此矣。

とある。『今昔』の①の後日譚は『日本霊異記』のイをほぼ踏襲していて、『日本霊異記』のロの宿報を省略してから②を付け加えている。②から見ると編者は小女と大女との力比べに興味があつたらしい。小よく大を制した点では、いわゆる小子の優越を説く類型話に属する。

・第十八話は前話と同じく道場法師の孫女の強力譚であり二つのエピソードからなっている。前半は自分の夫である大領が厚顔無法の国司に細畳を奪われた物を取り返すはなしであり、後半は通りすがりの船の主が彼女を嘲弄したから商人の船を陸地に引き据えて懲らしめたという内容である。その評語は次の通り。

此ヲ見聞人、奇異也思ニ、「前世ニ何ナル事有テ此ノ世ニ女ノ身トシテ此ク力有シ」トゾ人云ケル、トナン語リ伝タルトヤ。

本話は『日本霊異記』中巻二十七を出典としている。上記の内容は見当たらないことからするとこの評語は編者自分が付けたのである。強力譚の本文から見るとその原因を詮索するような宿報観念はややピント外れだといえよう。ここで一つ注意すべき点は、同じ道場法師の孫女の話である第十七では、もともと明記されている出典の『日本霊異記』の宿報観

念を省略したのに、この第十八話ではわざわざ付け加えたということである。その理由については、まず第一に、評語とはある規則に添って付けられるものではなく、その場その場の編者の趣味・関心によって揺れ動く性格を持っている点が上げられる。またもう一つ『今昔』の宿報観念は『日本靈異記』のそれほどつよくない点である。たとえば、前話の第十七話の典出である『日本靈異記』での「誠知、先世植木力因、今得此矣。」は本文全体が指向するすべての教訓となつてゐる。「誠知」の持つ重みと現報を意味する「今得此矣」の絶対性は改めていうまでもない。この部分を『今昔』の編者は省略しているのである。つぎは本話の評語の場合を見ることにする。典出の『日本靈異記』の話末には次のような教訓が出てゐる。

如経説。「作餅供養三宝者、得金剛那羅延力云々」。是以当知、先世作大枚餅、供養三宝僧、得此強力矣。

『日本靈異記』の方は上記のように本文の世俗強力譚を仏教説話たらしめようとし、しかも経典の話に合わせるため、道場法師の孫女が前世に大形の餅を三宝に供養したというまで「現報」を強調している。これに対して『今昔』のほうは上記の評語の通りである。「前世二何ナル事有テ；此ク力有ン」からは現報の教訓はもちろん確信させ窺えることができない。教

訓どころか「女の身トシテ」に注目すると編者の関心は「男性でもないの」というところにあり、これを「奇異也」といつているのである。『日本靈異記』の切実な「現報」に基づく仏教的宿報観念は『今昔』の場合、どのくらい教訓性が薄くなって、趣味的になったのかがこの例からも分かる。

第十九話は実因僧都の強力譚として、夜宮中の修法の帰途、引剥に襲われたが、無類の脚力で背に負われて夜もすがら京中を駆けめぐらしたという内容となつてゐる。その評語は次ぎの通り。

① 男衣ヲ得タレドモ、辛キ目ヲ見タル奴也カシ。

② 此僧都ハ此ク力ゾ極ク強カリケル、トナム語り伝ヘタルトヤ。

①の引剥が服を僧都からもらったという内容は、本文にはなく編者が想像して付け加えたのである。窃盗を戒める意図よりは、僧を背負つて京中を追逼する苦痛を何度も余儀なくされる引剥に関心が置かれたのである。②は僧の強力の人であることを強調するため本文と一致している。

第二十話は仁和の別当の寛朝僧正が寺の修理の様を見回つてゐる途中、強盗に襲われたが、機先を制して蹴上げたところ、はるか高い位置にある足場の中に挟まれたという強力譚

である。評語は次の通り。

①早フ此ノ僧正は力極ク強キ人ニテゾ御ケル。此盗人ハ吉ク被蹴上テ麻柱ニ蹴ツメラレニケル也。盗人此力有人トモ不知シテ、「衣剥ム」ト思ケルニ、麻柱ニ蹴ツメラレテ、「必ズ其身ニモ恙出来ニケン」トゾ人云ケル也。

②近來仁和寺ニ有ル僧共ハ皆彼ノ僧止ノ流レ也、トナム語リ伝ヘタルトヤ。

①の場合、前話(十九話)と同じく盗人に関心があって、窃盗を戒めるより事件への興味と僧止の強力に関心を寄せている。特に「盗人此力有人トモ不知シテ」に注目すれば編者が本文の事件を面白がっていることが推測できる。なぜならば本文のどこにも前もって僧止の強力を暗示する記事がないからである。盗人を蹴った僧止自分さえ突然行方不明になった盗人のことについて「恠シ」と思い、「若シ隠居ルカ」と探すわけである。このように最後まで僧止の強力を断らないことよって本話には滑稽な面白さがあるのである。②は寛朝僧正に関する補説として本文とは関係ない内容である。

・第二十一話は真髮成村を初めとする諸国の相撲取が文官の卵の大学衆と喧嘩をしたが、大学衆のたった一人のために散々なる目にあつたという内容であり、評語は次の通り。

此レ希有ノ事也、トナム語リ伝ヘタルトヤ。

ここでは「希有」の対象が問題となる。まず松尾拾は「この文脈では、強力の大学の衆を褒める気持ちを表す事になる。しかし、それが誰であったか結局わからずじまいになってしまったのに、その人を褒めるといふのは、すこしおかしいのではないか」と指摘し、希有の対象を宣言に頼って、尋ねたけれども、名のり出る者がなかった事であると述べている。ところが、希有の対象即ち編者の関心が名乗り出る人がなかった点だけであるかと思うとそうでもないように思われる。なぜならばこの話にはたった一人の大学の衆が天下無敵の真髮成村と立ち向かつ見事に勝利を収めたという人の意表を突く事項があるからである。ここでは諸注釈書が指摘するように本文の話全体を受けると解釈した方が正しいと思う。

・第二十二話は丹後国の相撲海恒世が深淵で、彼の足を捲きしめた大蛇を引き切ったという話であり、評語は彼の強力を讃える「此レ希有ノ事也。昔ハ此ル力有ル相撲人モ有ケリ、トナム語リ伝ヘタルトヤ。」とある。特に問題にされる点はない。

・第二十三話は、相撲取私市宗平が鹿を捕らえて駿河の海を泳ぎ帰る途中、鰐の攻撃にでくわしたが、知略を發揮して海中より陸地に投げ上げた内容である。その評語は次の通り。

隣ノ国マデ此ヲ聞キテ、讚メ哩ケリトナム語り伝ヘタルトヤ。

ここで注目すべき点は「讚メ哩ケリ」の対象である。この話も強力譚であるが、ただ強力に留まらず沈着冷静な態度が強調されている。そしてこの態度は鰐の習性を心得た結果である。いくら強力であっても、たとえ鰐の習性に対する知識がなかったとすれば、勝利は収められなっかのである。このように強力だけではなく沈着冷静な態度、そしてその態度を支える日頃の知識などにまで注目する点が同じ強力譚のなかでも趣を異にしていると思われる。

・第二十四話は甲斐国の相撲大井光遠の妹の強力譚。この妹の許に入り込んだ強盗が女の強力に驚き辛うじて逃げ出したが、すぐ捕らえられ、光遠に女の無類の強力の事を聞かせられ再三恐怖に怯えたという内容である。話は「実二事ノ外ノ力有ケル女也カシ、トナム語り伝ヘタルトヤ。」として締めくくられている。「形有様美麗ナル女」が実際はとてつもない怪物であったという点が本文の最高の面白さであり編者もそれに関心があったのである。

・第二十五話は左の最手真髪成村と左の最手海恒世とが勝負して、負けた真髪は恥をかき、その後十年ほどして敵に打た

れて死に、勝った恒世は胸骨を折られ国に帰って、まもなく死んだという悲壮な内容となっている。評語は次の通り。

①左右最手勝負スル事珍キ事ニ非ズ、常ノ事也。而ルニ天皇其ノ年ノ八月二位ヲ去ラセ給ヒケレバ、「左右ノ最手勝負シテハ忌」ト云事ヲ云出テ、其ヨリ後ニハ勝負スル事無シ。此ヲ不心得事也、更ニ其レニ不可依ル。

②亦正月十四日ノ踏歌、昔ヨリ毎年ノ事トシテ被行ルヲ、大后ノ正月ノ四日失サセ給ヘレバ、御忌日ナルニ依テ不被行ヲ、怪ク人ノ心ヲ不得デ、「踏歌ハ后ノ御為ニ忌事」ト云出テ、今ハ不被行也。此レモ不心得事也カシ。

③尚、成村恒世勝負スル事ハ有マジカリケル事也、トゾ世ノ人誇リ申ケル、トナム語り伝ヘタルトヤ。

まず①の場合、当時の円融天皇退位と関連して最手勝負は不吉であるから禁じるといふ事に編者は不合理であると反対する。②は同じ宮中行事である踏歌が後の死によって廃止されたのも合点のいかぬ事であると述べている。①は本文の事件の後の問題だから本文と直接的な関係をもっていないし、②の場合はいうまでもない。①と②の共通点は同じ宮中行事として不合理な理由によって廃止されたという点である。ここから宮中行事に関心があり、しかも今の制度に批判的な編

者像がちらりと窺えるのではないかと思われる。つづいて③は成村と恒世との勝負に関する批判として、編者は物語の本題に戻って二人の悲惨な結末に人間的な同情を表している。つまり、編者はこの話を一つの歴史上の事件として実感して受けとめている。この点が驚くべき強力だけに関心が置かれる興味本位の他の強力譚と違うところである。この態度は後に続く二十六話と通うところがある。

・第二十八話は競馬の名手尾張兼時があげれ馬を選んで負けてしまったが、負馬のいみじき作法を衆人に見せたので、観覧者が彼を褒めたという話である。評語は次の通り。

①実ニ然モ被疑タル事也カシ。

②兼時ハ、悪馬上リ馬ニ乗ル事ハ少シ心無ク、選テ宮城ニ乗ケン、不心得事也。

③然レバ、其ノ日兼時態ト好テ負タルトゾ世ノ人皆讚メケル、トナム語り伝ヘタルトヤ。

①は本文の観覧者の疑問である「兼時『負馬乗タル作法万人ニ令見知ン』ト思テ、然テ宮城ニハ乗テ、故ニ負クル事ニヤ有ラン」を受けている。②では、そう疑われるべき根拠が提示されており、よって、③のことは真実であるということとを語っている。本文を見る限り、兼時が作法を教えるため

わざと負けたかどうかの判断は難しい。ただそういう事が疑われたのは事実ではある。そこで編者は評語でだめ押しのように「そうだ」と決めつけているのである。その理由は「世ノ人皆讚メ哩ケル」から求めることができる。ようするに、編者は兼時がわざとそうしたかのかどうかに関わらずその類の態度を褒めたかたのではないか。もっぱら勝利だけを重視するのではなく、負け方の有り様も大切にす美徳、あるいは前話の宮中行事に関心がある編者像を踏まえてみると、官人として身につけるべき作法を心得ている点などであろうかと思われる。ちなみに本話は前話の宮中行事という事項を媒介にして位置されたと思われるが、強力譚の巻全体から見るとの枠にあてはまるかどうかが問題視される。

## 五

以上、本文のテーマと評語との葛藤様相を考察してみてきた。国東文麿は『今昔物語集成立考』で巻二十三を「主として強力者話」として捕らえているが一応強力譚をこの巻の基準と想定することにする。それから、今までの考察を土台にして巻の主題、本文、評語など各々の関係を見ることにする。この作業によって巻二十三の主題、また評語のあり方、ひいては本文を含めての葛藤様相などが浮き彫りになると思われる。(表2)

まず編者の評語の付け方は次のように幾つかで分けることができる。

第一、評語が本文と一致してしかも巻とも一致する場合。

第二、評語が本文とは一致するけれどもそもそも本文が巻と食い違うため、評語と巻の間に矛盾が生じる場合。

	本文と評語	評語と巻	巻と本文
第十三話	○	×	△
第十四話	×	○(配列)	△
第十五話	×	○(配列)	○
第十六話	×	○	△
第十七話	○	○	○
第十八話	○	○	○
第十九話	○	○	○
第二十話	×(部分)	×(部分)	○
第二十一話	○	○	○
第二十二話	○	○	○
第二十三話	○	○	○
第二十四話	○	○	○
第二十五話	×	×	○
第二十六話	○	×	△

○：両者が内容上一致する場合  
 ×：両者が内容上矛盾(逸脱)する場合  
 △：全体的な巻の内容からはみ出る場合

(表二)

第三、評語が本文を逸脱してしかも巻とも矛盾する場合。

第四、評語が本文を逸脱するけれども、巻とは一致する場合。

まず「本文と評語」において、本文と食い違う内容の評語、いわゆる逸脱の評語は五つである。その内容によって分けて見ると第十四話(平政経に関する系譜及び通説、〈主知的補説〉)、第十五話(橘則光に関する系譜、〈主知的補説〉)、第十六話(橘季通の強力を強調しすぎる、〈批評〉)、第二十話(仁和寺に関する知識、〈主知的補説〉)、第二十五話(宮中行事に関する関心、〈批評〉)となる。「主知的補説」とは本文とはほとんど無関係な編者の日頃の常識・識見による事柄を内容にしている。「批評」はむしろ本文と一致するものがあれば本文から逸脱するものもある。上記の第十六話、第二十五話は主知的補説の性格もあるが、本文の主題をすり替えようとする編者の見解が強いため、逸脱の批評と分類して置いた。

ところが一話の説話レベルより視野を広げて巻全体から評語を見ると逸脱の評語の中でも根本的に異なる点が現れて来る。上記の図表の「評語と巻」の所を見ると第十四話、第十五話、第十六話の場合、本文からは逸脱するけれども、巻の主題とは一致していて、一方第二十話、第二十五話の場合には本文・巻両方とも食い違っていることが分かる。ようするにこれは同じ逸脱だとしても前者の逸脱には全体の巻の構成を考慮した編者の考え方が働いていて、後者の逸脱にはそれが

欠けているということを物語っているのである。換言すれば、巻・本文・評語など三者の葛藤において、前者は巻が評語に働き掛けた場合であり、後者は本文が評語に働き掛けた場合である。無論「本文」そのものは最初採集・記録される課程ですでに「巻」の統制下にあるわけであるが、ここでは評語を中心にするためふれない事を断って置く。

つぎは「巻と本文との関係」において、全体を強力譚と想定することになると都合四話がはみ出ているのが確認出来る。第十三話は武士の私闘であり、第十四話も武士の組織力を内容にしている。第十六話は女房の許に忍び入った橘季通が従者の童の知恵によって危機を免れた話である。また第二十六話は競馬の名手尾張兼時がわざとまけて官人として身につける作法を教えてくれたという内容である。前述した通り、この巻が強力譚だとしても単純な力の強さだけではなく「剛勇、沈着（第十五話）」、「沈着、冷静、日頃の知識（第二十三話）」などの要素も編者の関心の範囲にあるということは前述したとおりであるが、上記の四話の場合、その範囲をはるかに越えていると思われる。このような巻の主題の収斂に逆行する拡散は武士に関連する話によって加速化されている。二十六話を除く武士の登場する三話から推測できるのは編者が他の強力者と異なる性格を持ち、階級も区別されるべき武士を「強力」という名の下で包括したということである。要するに編

者は武士を強力者として位置づけようとしたのである。これは第十四話、第十六話の評語が本文と逸脱するまでに「強力」を強調していることから裏付けられる。ところがすべてが「強力」の下でうまく纏まったわけではない。例えば第十三話、第二十六話のような巻の構成上をはみ出る本文の場合、その欠点を補うべき評語は本文と一致している。したがってそのかわり「評語と巻」の間には食い違いが生じるわけである。ちなみに第二十六話も強力譚から非常に離れたまま評語による巻の主題への収斂は行われていない。

#### 註

- (1) 片寄正義『今昔物語集の研究 上巻』芸林社、一九七四年、第一編四章三節
- (2) 国東文麿『今昔物語集成立考』早稲田大学出版部、一九六一年、一六九―二二四頁
- (3) 川口久雄『今昔物語集と古本説話集について』『文学』一九五五年四月
- (4) 国東文麿『今昔物語集作者考』武蔵野書院、一九八五年、
- (5) 今野達『今昔物語集の作者を廻って』『国語と国文学』一九五八年二月

(6) 森雅人『今昔物語集の生成』和泉書院、一九八六年、二二〇頁

(7) 『日本後記』には「一悪馬。馭必踉蹌。太子令内麻呂乘。快見傷損。悪馬伛頭不動。被鞭廻旋。時人以為非常之器」とある。

(8) 国東文麿『今昔物語集成立考』九五頁

(9) 国東文麿『今昔物語集成立考』九六頁

(10) 池上洵一『今昔物語集の世界』筑摩書房、一九八頁―一四一頁

(11) 松尾拾『今昔物語集読解2』笠間書院、一九九四年、四二〇頁

(12) 日本古典文学大系『今昔物語集四』解説一四頁

(13) 松尾拾 前掲書、四三七頁